

①1～5年

香里小学校PTA会員の皆様

令和4年10月17日
P T A 本 部
選 出 委 員 会

令和5年度PTA本部役員及び会計監査の選出に係る学年候補選出について

日頃よりPTA活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

令和5年度PTA本部役員及び会計監査の選出を行うにあたり、香里小学校PTA規約附則第2条第1項に基づき、学年候補者の選出を行います。つきましては、選出の準備のため、「令和5年度PTA本部役員・会計監査選出について」を11月1日（火）までに下記GoogleフォームURLにてご回答いただきますようお願いいたします。※お手数ですが、児童1人につき1回の入力にてご回答をお願いいたします。全児童のご回答となります。万一未提出の場合は、選出対象者として取扱いますのでご了承ください。

Google フォームのURL：

https://docs.google.com/forms/d/19ebpbqGSEduFXbz_vwwkZsg5uZ0o02o3SQwr_5SohaI/viewform?edit_requested=true#responses

学年候補者選出実施要領は以下のとおりです。

○選出人数：1～5年生においてクラス数×1名

○選出方法：抽選

（選出委員が代引きを担当し、公平性の確保のため担当の先生にも立ち会っていただきます。）

○抽選日：11月12日（土）

○学年候補者選出対象：1～5年生に児童が在籍する全会員

ただし、次の会員は除外します。

- ・令和5年度役員への立候補者
 - ・2008年度以降の本部役員経験者で辞退を希望する会員
 - ・令和4年度の生活指導委員もしくはふれあい委員で辞退を希望する会員
 - ・令和4年度の選出委員
 - ・令和4年度の会計監査委員
 - ・家庭事情等により常時役員の任務を執行できない旨を選出辞退申出書にて申し出た会員
- （※別紙にて必ず該当事項を記載し、提出してください。）

○学年候補者からの役員選出方法：

立候補者数が役員の定数を下回った場合、学年候補者の互選により不足の役員を選出します。また、会計監査委員及び補欠についても、学年候補者の互選により選出します。

○選出後の流れ：

学年候補者に選出された方へは、抽選会終了後選出委員より電話連絡（11月12日（土）午前中を予定）の後、11月14日（月）に書面で通知します。学年候補者、立候補者が参加して11月19日（土）9：30より互選会を開催します。

香里小学校 P T A規約附則

第 2 条

- 1 役員及び会計監査候補者は、各学年の保護者よりクラス数と同数を選出し、教職員よりは役員 2 名が推薦される。
- 2 前項とは別に役職を選択して立候補することができる。立候補者は前項の学年候補者からは除外される。
- 3 2008年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査を免除とすることができる。当該会員が免除を受ける場合には、役員選出用紙にて役員選出を辞退する旨を申し出るものとする。
- 4 当年度の委員は、翌年度の役員及び会計監査選出時、当該会員の家庭の全ての児童において役員選出用紙にて選出辞退を申し出ることができる。なお、選出委員は、その任務に公正を期すため、本項の規定に関わらず翌年度の役員及び会計監査選出の対象外とする。
- 5 当年度の会計監査委員は、その任務に公正を期すため、翌年度の役員及び会計監査選出の対象外とする。
- 6 役員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることができる。申し出先は担当 T 会員（教頭）とし、申し出を受けた当該 T 会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該 T 会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。
- 7 選出された後は、辞退することができないが、役員の任務が常時執行できない理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 8 役員及び会計監査の選出は、原則として 2 月までに完了する。

役員選出取扱要綱

第 7 条 学年候補者の選出は次の通りとする。

- 1 学年候補者の選出は、当該候補者が役員として就任する前年度の各学年において、クラス数と同数を選出する。選出方法は抽選とする。
- 2 附則第 2 条第 3～6 項における選出対象外及び選出辞退者を除外し、厳正なる抽選の上、学年候補者を選出する。